

FIAT における労使関係についての考察（2）

河野 穣

本稿では 1899 年の創立から 1913 年までの FIAT における労使関係の推移を考察する。

FIAT が創立される 10 年ほど前の 1890 年前後からイタリアの労資関係の枠組が再編されたことは、すでに他のところでのべたことである⁽¹⁾。それをかんたんに再述すると、まず労働者運動の側では 1891 年イタリア労働者党 (Partito dei Lavoratori Italiani) が誕生、1893 年にイタリア勤労者社会党 (Partito Socialista dei Lavoratori Italiani) へ、さらに 1895 年イタリア社会党 (Partito Socialista Italiano) へと改称し、1890 年からは各県にカーメラ・デル・ラヴォーロが組織、これと相前後して職種別・地域別の抵抗レーガから産業別・職業別全国組合が形成され、さらに 1906 年には労働総同盟 (Confederazione Generale del Lavoro) が結成される。FIAT の労働者との関連でいえば、トリノ県のカーメラ・デル・ラヴォーロの組織化が 1890 年、イタリア金属労働者同盟 (Federazione Italiana Operai Metallurgici) の形成が 1901 年のことである。それはイタリア産業の機械化の進展、それに伴なう職人的性格をいっそう喪失した労働者の創出を反映するものである。イタリア産業の機械化がいちだんと進展するのは 20 世紀にはいってからのことであり、その先頭にたっていたのが トリノの自動車産業である。

基盤とする労働者の性格の変化にともなって FIOM はこの時期、労働者の供給への関与による労働条件の維持から、団体交渉による工場全体の労働条件の維持へ、漸次活動の比重を移す。もっとも、職種別・地域別組織から産業別全国組織への転換がスムースに進展したわけではなく、職種別・地域別組織の独立傾向

FIAT における労使関係についての考察 (2)

がなおつよい FIOM が産業別全国組織に脱皮していくのは 苦痛に満ちた過程でもあった。FIOM の組織はまだ安定せず、景気の動向にも影響されて壊滅にちかいところまで低下することもある。

工場内では内部委員会が結成され、企業主の承認をえ、またとりけされる過程がくりかえされる。労働者の交渉主体は FIOM、内部委員会、または、そのときどきの労働者委員会がいりまじっている。

労働者運動の全体においては、改良派の勢力が優勢であり、これに少数派として左派の最大限綱領グループが対抗していたが、この左派はのちに革命的サンディカリズムの影響をうけ、1912年にイタリア労働組合連合 (Unione Sindacale Italiana) を分離結成する。改良派と革命的サンディカリズムの対立は、自動車産業の労使関係にも影響をあたえることは後にみるとおりである。

労使関係の領域に関連する機能をもつ企業主の側の組織の誕生は1906年のトリノ工業家レーガの結成だといえる。1908年にはピエモンテ工業家同盟が結成され、1910年には全国組織たるイタリア工業家総同盟へと発展する。

経営側の交渉主体は、個々の企業主から企業主団体へと漸次移行するが、全体としての企業主陣営の内部には、労働組合にたいして強権的な態度を保持しようとする傾向と、ジョリッティに代表される労働組合との円滑な関係をつくりだそうとする傾向とがあった。FIOM をどのように位置づけるかという 経営側の方針もその時々に変化する。

イタリア国家は1890年刑法を改正し、ストライキのための協議を犯罪の対象から外し、「暴力または脅迫」を伴うストライキの実行行為だけを刑事罰の対象とする一方、1893年には工業の各部門ごとに争議の調停委員会を設立する法律を制定している。

このような労資関係の枠組のなかにおける FIAT の労使関係を 考察することが本稿の課題であるが、この課題を達成するのに必要な資料で手元にあるものはなお乏しく、金属機械部門、自動車部門などにおける労使関係の推移の叙述にとどまる部分、およびそれからの推測の部分が多く、課題の達成はなお今後なもの

FIAT における労使関係についての考察 (2)

こされているといわねばならない。

I

1899年 FIAT が設立された時点に 金属機械部門で働く熟練労働者はまだ多く職人的性格をこしていた。労働組織はまだ労働者の職業能力を基礎としており、作業の標準化はすすんでおらず、連続生産のウェイトもなおきわめて小さかった。FIAT は当初から「大量生産を目的として組織された」にもかかわらず、「乗用車の一モデルを構成する部品は生産の内部に平均 6 カ月とどまり、作られる部品の数は平均して 40」⁽²⁾ でしかなかった。D. La Valle による設立当初の FIAT の様子は、2,500m² の工場に旋盤 28、回転旋盤 6、ドリル 7、研磨器 2、研ぎ器等 1 グループ、電気モーター 3 がおかれ、この作業場以外の 7,000m² に 6 基の鍛冶鉄槌、鋼炉室、ボイラ室、鋳掛、車体製造、スプリング、塗装所、材料庫、事務所などがおかれていた。この時点での FIAT の生産の骨組は、あまり質のよくない旋盤を中心にしており、機械の作動はもっぱら労働者の能力に依存している。工具を機械に組いれることによるその合理化はまだ端緒的であり、部品がどれだけ精密につくられるかは労働者に依る。FIAT のこの生産の骨組は 1900 年から 1905 年に大枠において変らなかった⁽³⁾。

新しく生れた自動車部門はこのような職人的熟練労働者にたいする需要を急速につくりだし、労働者の不足がみられるようになる。

こうした状況のもとで「自動車産業の労働者は、1905 年まで、熟練の点からも、賃金の点からも特権的な少数派であり、組織化や闘争への特別の傾向をみせなかった」⁽⁴⁾ のであり、FIAT の従業員も「トリノの他の自動車工場の従業員のように、この時期、新しい産業のさいしょの光栄のなかで、相対的に特権化された賃金（熟練労働者はとくに）をもらい、労働組合運動全体から孤立して協調的性格をもっていた」⁽⁵⁾ のである。

自動車産業の労働者にかぎらずトリノの労働者全体が、19世紀末から 1905 年ころまで、イタリアの労働者運動の前面に位置していなかったともいえそうである。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

P. スプリアーノの “*Storia di Torino operaia e socialista*” は、19世紀末の社会主義者の新聞にあらわれたトリノの労働者への苛立をつぎのように引用している。

「他の都市、あまり重要でない都市においてさえ、経済一社会理論が学習され、議論されているのに、このトリノでは人民の大多数が完璧な無知のなかに生きている。」⁽⁶⁾

「労働者たちが、いくらかの福祉をもたらしうるすべてのことに、このように鈍感な町は他にはない。トリノにある120または130の労働者の結社のうち、抵抗協会は全体で3つである。」⁽⁷⁾

FIOM の機関紙 “*Il Metallurgico*” をみても、1905年までの闘いや運動のニュースはミラノを中心とした他地方のもので、トリノの金属機械労働者が主役として登場することはまずない。トリノの労働者への言及といえば、19世紀末に社会主義者が苛立ったのと同じ嘆き、または、企業主との親密さを批判するようなものである。例えば1902年8月1日付の *Metallurgico* は

「このところトリノの金属労働者は眠りこんでいるように思われる。……われわれのもっとも神聖な権利の擁護に関するものへの完全な無頓着による無関心が支配している。」⁽⁸⁾

とのべ、1903年1月1日付の記事は

「オペッソ工場の労働者たちは、彼らの社長の銀婚式記念にあたって贈りものをしようと望んだ。僅かなもので満足できる者は幸せである。たしかに諸君が諸君のお金をよいと思うようにつかうのを妨げることはできないが、しかし私は、事態の現実を諸君にうったえ、可能であれば、諸君が金をますくつかっていることを理解させることを、義務だと考える。」⁽⁹⁾

と批判し、1905年10月1日付の記事は再びトリノの労働者の眠りこみを指摘している。

「トリノの金属労働者は眠りこんでいる、と他の通信文でのべたが、それをく

FIAT における労使関係についての考察 (2)

り返してよい。一般にトリノの金属労働者はなにひとつ努力をしないで、賃金のアップをえている。それは組織の努力によるのではなく、自動車産業の発展と、その結果としての従業員への需要によるのである。いまも指で天にふれたと信じ、回教風の無関心をもって水が坂にそって流れるにまかせ、このような状態がつづくのかどうかを心配もしていない、彼らは将来を悩まない。」⁽¹⁰⁾

Metallurgico が言うように、自動車産業の急速な発展と熟練労働者への需要の増大は活発な労働異動をひきおこし、労働者をめぐって金属工場と競いあいがはじまり、競争者からの争奪がおこなわれる。しかも需要は地域の労働市場では充たせなくなり、周辺地域からの活発な移入がはじまった。クラポンヌという企業家は

「登録は初めて来る者にもひらかれていた。あらゆるカテゴリーの労働者、さまざまな職業の労働者の恐るべき流れであった。木工、れんが積工、単純工が機械工見習になった。」⁽¹¹⁾

とのべており、社会党員G・カサリーニもこの現象をおなじように書いている。「小さな平和革命が達成されたといってよい。農村からの移入が著しく増大した。市内のもっとも勤勉な労働者は、元の工場をすべて、新しい産業に流れこんだ。」⁽¹²⁾

こうして、トリノにおいても、「労働力不足のためにあらたに労働市場に流入した労働者、および労働市場内部で階層移動を行なった労働者……当時用いられた呼び名によれば『水増し労働者』 dilutee——に対して、その職業の標準賃銀率を与える」⁽¹³⁾というダイリューションが進行したのである。

II

I でみたような傾向があったとはいいうものの、20世紀にはいってから、トリノの金属機械部門でもいくつかの紛争が生じている。その紛争には、製練工場——製練工というように1職種を範囲とするもの、各工場を範囲とするものがあるが、紛争は、生れたばかりの自動車工場にも波及はじめめる。そして技術的にはもっ

FIAT における労使関係についての考察 (2)

とも進んでいて各工場間の水準が近似しているトリノの自動車部門の労使関係は、職種別・工場別の交渉から、産業別の交渉へ移行しつつあるイタリアの労資関係を主導することになるのである。

20世紀初頭から1913年までの労使交渉の主たる内容を列挙すると、

1. 賃金引上
2. 労働時間：10時間労働、土曜日の労働時間の短縮（イギリス風土曜日とよばれた）、週労働時間の短縮（この時期、60時間から54時間にまで段階をとって労働者側の要求がすすんでいる）
3. 工場入構時の時間的ゆうよ (toleranza)：工場の入口から出勤簿のおかれている場所までの距離を考慮して、定時から10分間ていど出勤簿の閉鎖にゆうよをわけという要求である。
4. 超過労働の賃金割増と、超過労働の制限
5. 遅刻等にたいする罰金
6. 平均賃金の維持
7. 解雇の予告
8. 罰金を積み立てた基金の使いかた
9. 内部委員会の承認

等である。主たる交渉内容は以上の諸点であり、形式的には賃金引上は交渉の結果として確定されている。他の諸点は工場内部規則 (regolamento di fabbrica)において確定されるのだが、この工場内部規則を企業主が一方的に制定するのか、それとも労使の交渉の結果として確定するのかが、この時点での争点であった。

20世紀初頭、トリノでは Ansaldi の製鍊工のストライキが1900年12月から1901年2月まで、ガス労働者のストライキが1902年に生じ、前者は他企業の製鍊工をまきこみ、後者はトリノのゼネストをひきおこしている。この紛争の内容についてはここではふれないが、紛争はやがて自動車工場でも生じはじめ、1904年12月、自動車工場 Rapid で、強権的な工場内部規則の強制を原因として、労働者の行

FIAT における労使関係についての考察 (2)

動が生じている。この行動の結果、罰金、超過勤務労働の割増率を25%から50%に高める、この工場に内部委員会を形成するという諸点で、労働者に有利なよう規則が修正された⁽¹⁴⁾。

Rapid で生じたのとおなじ行動が FIAT の労働者のあいだでも生じ、ここでも労働者は工場内部規則を労働者に有利に修正した⁽¹⁵⁾という。

1905年11月6日には、操業のはじまったばかりの FIAT-Ansaldi 自動車新工場で会社側が強権的な工場内部規則を強制したことについストライキが発生した。この工場内部規則によれば、すべての労働者は規則に書かれてある時間に自分の作業ポストについていなければならず、したがって10分前には入構しなければならない。5分後に働いていない者は罰金を課される。遅刻した者は1時間後でなければ入構できず、しかも賃金1時間分を罰金として支払わねばならない。また、通常の労働時間を10時間30分としながら、工場の必要によって経営者はこれを2時間伸縮でき、さらに労働者が数分といえども作業位置からはなれることを禁止するものである。会社はこの工場内部規則のコピーを、金曜日の夕方、全労働者にわたしし、月曜日の朝に署名をしてもってくるように命じた。FIAT-Ansaldi の労働者は、土曜日の夕方、工場ちかくの部屋で集会をもち、経営者のロステイン技師に会って規則の修正を求めるべく委員会を指名する。

ロステインは、この内部規則が M. Ansaldi 工場で効力をもっていたものと同一であって、これを修正する意図はない、と回答、委員会は会談の結果を労働者につげ、労働者は10時すぎに大挙して工場を出、カーメラ・デル・ラヴォーロで討論をおこなった。集会は工場内部規則の草案をつくりあげ、委員会は会社との交渉を再開した。ストライキは3日間つづき、会社側は規則の修正に同意する。修正された条項は、入構と定めた時間のあとになお10分間のよゆうをみとめ、遅刻者は30分まで50%の罰金を払って入構することができるとしたこと、通常の労働時間を10時間、10時間こえる労働については25%の割増、夜半こえる労働については50%の割増、祭日は正午までを25%，正午過ぎを50%の割増とするというものである。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第1表 FIAT-Ansaldi 自動車工場における工場内部規則について
企業主案と労使合意主要点の対比

	企 業 主 案	労 使 合 意
工場入構時のゆうよ	定時にポストにつく 5分後に作業していない労働者は罰金	定時から10分間のゆうよをみとめる
遅刻者への罰金等	遅刻者は1時間後に入構を許される 罰金1時間分の賃金	30分までの遅刻は、罰金として30分の賃金を払って入構できる
労 働 時 間	通常の労働時間は10時間30分であるが工場の必要によって2時間伸縮できる	通常の労働時間を10時間とし、これを超える時間については割増を払う
工場内労働者組織		労働者の選んだ内部委員会公けにはみとめないが、事実上これのみとめている

資料 Il Metallurgico 1905.12.1. p.3 よりまとめた。

また内部委員会は公けにはうけいれないが、事実上それをみとめている。つまり新しい規則には、経営者側の求めにより、5人の委員会構成員が署名したのである⁽¹⁶⁾。

Junior の工場内部規則も「強権的」なものであった。Junior の労働者たちは、他の自動車工場なみに、10時間を超える労働は超過労働として25%の割増賃金を払う、8日前の解雇予告、内部委員会の承認、などを規則にとりいれるよう要求した。2度の集会のあと労働者たちは委員会を指名、他工場の工場内部規則を基礎として規則の草案を作成し、できるだけ速かに経営者に提出することを付託した。短かい交渉ののち、委員会は、労働者の要求するように規則を修正するとの正式の保証をえた⁽¹⁷⁾。

1906年は自動車産業がめざましい伸展を記録した年である。FIAT に例をとれば、乗用車の生産台数は1905年の452台から2倍をこえる1,097台へ、トラックの生産台数も9台から52台へ、労働者数は776人から2倍の1,574人へと伸びた。こうした従業員の急激な増大は、すでにのべたように生産の骨組はなお不変であ

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第2表 FIAT の拡大

	自動車生産台数		労 働 者 数
	乗用車	トラック	
1902年	107台	0台	151人
1903	132	3	201
1904	268	0	326
1905	452	9	776
1906	1,097	52	1,574
1907	1,365	55	1,937
1908	1,215	96	1,666
1909	1,807	41	1,783
1910	1,698	82	2,051
1911	2,474	157	2,335
1912	2,774	624	2,529
1913	2,755	496	2,749

資料 D. La Valle, "Le origini della classe operaia alla FIAT", p. p. 167~169.

るにしても、職人——熟練労働者から職人的性格を弱めていった。

1906年2月から3月にかけて自動車工場をつらねる紛争が発生した。各企業主にとって、生産の急激な拡大のなかで職人的性格をますます弱めしていく労働者の労働規律を維持し、生産の円滑な運営を確保することが至上課題であり、各工場に紛争が発生しあじめているなかで、他工場の紛争が飛火してくるのを恐れるよりも、企業主の意志を統一し、労務管理を均一化しておくことが望ましかった。それは「労働者不足」による企業主たちのあいだでの競争を制限することにもなる。また、生れたばかりの自動車工場では、技術的同質性が他の部門よりも大きく、労務管理を統一する条件もあったということができよう。かくして自動車企業は、統一した労働条件を労働者に課すために結集、2月21日、各工場の門のところに单一工場内部規則を掲示し、3月1日から発効することを指示した。

自動車企業が課そうとした工場内部規則については適當な資料がなく、Il Metallurgico による交渉過程の報告のなかで主要な問題点を把えていく外はない。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

FIOM の書記 G. スコッティはただちに各工場の労働者代表に召集をかけ、 FIOM の中央委員会、州委員会、支部委員会もこれに参加した。集会は、労働者との討議をへない 単一工場内部規則を拒否し、その決定にしたがって FIOM 地方支部は関係会社に以下の書簡を送付した。

「FIOM 中央委員会、ピエモンテ州委員会、トリノ支部指導委員会、トリノ自動車工場のすべての内部委員会は、单一工場内部規則について討議するために開催された集会の労働者全体を代表して、以下のことを伝えるのを光栄とするものです。

工場の内部規則は、相方の眞の労働契約であることを考慮し、

また、上記の工場内部規則はトリノ市の全自動車会社を代表する企業家団体が公告したものであり、労働者が、双方に名誉ある解決ができるよう委員会を指名して、企業家諸氏と問題の規則について協議し、討議する任務をあたえたことを考慮し、

トリノの全自動車会社の側においても、労働者の任命した委員会と同数の5人の代表から成る単一委員会を指名し、第1回目の会合の日・場所・時間を確定されるよう、勧告するものです。労働者の委員会は、その時までに自己の規定を準備しておくことをお伝えします。

貴社等は、労働者がこのやっかいな問題を名誉をもって解決する意図をもち、和解的な提案をおこなったことを評価されることでしょう。

敬 具

会合した各委員会を代表して
スコッティ、ジュゼッペ、書記」

FIOM は同時に、労働者たちが、会社側の課した工場内部規則に署名しないこと、署名を要求されなくとも、戦術上、規定に違犯しないように忠告した。

企業家の回答は柔軟なものであった。この時点、生産はなお著しい拡大局面にあり、金融投機が活発におこなわれたこともくわわって自動車企業の利潤は高

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第3表 FIAT の純利益（百万リラ—ただし1972年価格）

1902年	+	35
1903	+	50
1904	+	396
1905	+	1,127
1906	+	2,049
1907	—	
1908	—	15
1909	+	532
1910	+	576
1911	+	642
1912	+	716
1913	+	864

資料 第2表におなじ。p.171

いレベルにあった。第3表の FIAT の純利益は1904年の4億リラにたいし、1905年11億リラ、1906年は20億リラである（ただし、いずれも1972年プライスによる）。したがって企業主たちはがんこな態度をとることが不利だと感じており、FIAT, FIAT-Ansaldi, Junior, Diatto, Rapid, Itala, Krieger の経営者は以下の返書をFIOM に送付する。

「尊敵する FIOM の書記スコッティ・ジュゼッペ氏へ

本書簡に署名する各会社は、火曜日の貴下の丁重な書簡にいつて、以下のことを貴下にお伝えするものです。貴下の書簡に表明されていたことに従い、それぞれの工場の労働者が、今日中に、代表1名を選び、労働者の代表全員が、明日3月2日、それぞの経営者代表とともに会合し、周知の規則について協議ができるように、勧告しました。

各工場が代表1を正当にもつよう、委員会の人数を7名としました。

あらゆる亀裂を避けたいと願う我が方の同様の善意により、両者が望む目的に到達することを疑がわぬものです。

なお労働者につたえた告知を同封いたしておきます。

敬 具 」

FIAT における労使関係についての考察 (2)

企業主たちが工場に掲示した告知はつぎのとおりである。

「会社は、他の工場との合意のうえで、われわれに示された希望をうけいれ、工場の労働者に、3月1日中に代表1名を指名し、他工場の各代表とともに、自動車全7工場の代表との協議に参加するよう勧告する。

7名の労働者代表は書記1名を指名する。書記は外部のものでもよい。経営側も同様のことをおこなう。

今日中に、選ばれた代表の名前を会社につたえるよう求める。会議は明日3月2日、9時、FIATの工場でひらかれる。」

労働者側委員会の書記には FIOM の書記 E. ヴェルツィがあたり、FIAT と FIAT-Ansaldi の会社代表としてはアニエッリが出席している。

ふたつの委員会は FIAT の工場の一室で会合、交渉は2日間つづいた。この交渉の結果については、3月19日トリノ劇場でひらかれた集会におけるヴェルツィの報告が大要をつたえている。企業家の提示した内容もここから把えることができる。

ヴェルツィの報告による進展している合意点は以下のとおりである。

- ① 賃金支払手帖、犯罪記録、人物証明書の提出を労働者に義務づける条項が削除されたこと、
- ② 工場入構時における10分間のゆうよが維持されたこと（ただこのゆうよを濫用すると、他の問題の交渉にあたって労働者側の立場が弱くなるので注意するように戒めている）
- ③ 超過労働の割増は10時間後の2時間を10%増、12時間後の残業は義務ではなく、割増を50%，休日労働は正午まで25%増、正午以降を50%の割増、
- ④ 罰金は、欠勤、遅刻いずれのばあいも25%以上とはしない、
- ⑤ 低賃金の労働者をなくすため、月90リラをあたえる、
- ⑥ 同一工場に30年勤務した者への解雇预告を15日とする、

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第4表 1906年の単一工場内部規則についての合意主要点

工場入構時のゆうよ 退出時 遅刻者等への罰金 超過労働の割増	10分間のゆうよが維持される 退出時の 5 分前に合図をならす 欠勤、遅刻いずれのばあいも 25% 以上とはしない 10時間後の 2 時間は 10% の割増 12時間後の残業は義務でなく、50% の割増 休日労働は正午まで 25% の割増 正午以降 50% の割増
解雇予告 工場内労働者組織	同一工場に年勤務した者への解雇予告を 15 日とする 常設の委員会はみとめないが、問題ごとの委員会の承認

資料 Il Metallurgico 1906, 4. 1, pp. 2~3.

- ⑦ 工場入構にいつては 30 分を区切りとするか、1 時間を区切りとするか、労働者が選択すべきであるが、委員会は 30 分をのぞましいと考える、
 - ⑧ 退出時の 5 分前に鐘を鳴らすが、企業主側はこの鐘はあくまで予鐘であって、洗面などをおこなわないように主張している、
 - ⑨ 特別の紛争に関連して内部委員会を選出する⁽¹⁸⁾、
- 以上の諸点をめぐって労働者の代表と企業家の代表とのあいだでたびたび会談がおこなわれたのち、おおむねヴェルツィの報告の線にそって合意がえられた。

ところで、いまのべた自動車部門における企業よりも、さらに労働組合との協調によって生産の円滑な運営をはかるとする企業があった。Itala がそれである。この方針は 1906 年 10 月に Itala と FIOM のあいだで締結された労働協約等で具体的な形をとった。この労働協約等はイタリアの労資関係史上よく知られたもので、戸塚・徳永編著「現代労働問題」のイタリアを扱かった章で言及したことがある。そこでは労働協約と賃金協定についてのみ言及したが⁽¹⁹⁾、1906 年 10 月には 2 本の協約・協定のほか、さらに工場内部規則、職業紹介事務所についての規則の 2 本も締結されている。前掲書と重複する部分もあるが、この 4 本の協約・協定の内容をまとめると第 5 表のとおりになる。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第5表 Itala と FIOM と労働協約等

労働協約の主要点 (1906年10月27日)

- 第①条 Itala に必要な全従業員（運転手、運転手助手をのぞき、班長をふくむ）を、 FIOM が供給する。FIOM は少なくとも 1 カ月前に会社が要求した全従業員を供給せねばならない。
- 第②条 試用期間15日後に採用される。
- 第③条 通常の労働時間は 1 日 10 時間である。
多数の自動車企業が時間を短縮したとき、会社は、他の条件を変えずに、時間を短縮する。
- 第④条 労働者の賃金は、時間賃金、出来高給、超過労働手当から成る。
- 第⑤条 見習工は労働者の 3 % をこえない。
- 第⑥条 生産技術上の必要により配転された労働者の賃金は引下げない。
- 第⑦条 FIOM の組合費を天引する。
- 第⑧条 工場内部規則を本協約に添付する。同規則は双方の同意なしに変更できない。
- 第⑨条 Itala は、勤労者 coop による従業員のための住宅建設を援助する。
- 第⑩条 FIOM は、本協定を実施する義務をもち、ストライキ等をおこなわない。
おこしたばあいは損害を弁償する。ただし、トリノの勤労階級のゼネストを原因とする労働の放棄は、これにあたらない。
- 第⑪条 他会社との合併等のばあい …… 略
- 第⑫条 イタリア年金 coop 相互金庫および全国廃疾老齢保障金庫への加入と会社の援助。
- 第⑬条 本協定遵守のため、FIOM は 60,000 リラをイタリア銀行に預託する。
保証預託金のため、会社は 2 年間、週 0.50 リラを天引する。
- 第⑭条 すべての紛争を仲裁委員会に付託する。
- 第⑮条 工場の正常な機能が自然発生的に妨げられたばあいでも、FIOM の保証金は一部または全額失なわれる。
- 第⑯条 従業員の 20% をこえない数の労働者を会社が要求したとき、FIOM は 1 カ月以内に供給する。FIOM が義務をはたさないとき、供給されない労働者 1 人当たり 50 リラを補償する。
会社の要求が 20% をこえ、職業紹介事務所が 20% をこえる部分を供給できない時、会社は直接人を求めることができる。FIOM 加盟者を優先し、いかなるばあいでも FIOM 除名者をのぞく。
- FIOM からの除名者は即刻解雇され、本協約 18 条の規定を適用されない。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

この定めは、会社が直接採用し、2ヶ月以内に FIOM に加盟しない労働者にも適用される。

第⑯条 標律上の問題で解雇されたが、公的な活動についての犯罪という刑法の規定が適用されない者等には、工場内部の規則の定める手当が支給される。

第⑰条 本人の責めによらず解雇された者には、70日分の賃金が支給される。

第⑱条 本協約、付則規則の解釈、適用にかかるすべての紛争は内部委員会と経営のあいだで解決する。内部委員会は5人の工場労働者で構成される。合意に達しないときは、FIOM と経営の代表が判断する。

なお、合意がえられないときは仲裁委員会に付する。仲裁委員会は FIOM の代表2人、会社代表2人、上院議員 S. フローラで構成し、S. フローラ上院議員が議長をつとめる。

第⑲条 協約の廃棄と継続。

第⑳条 略。

賃金規則の主要点

第㉑条 時間賃金は入社時の支払手帳を基礎として定め、4ヶ月後に10%アップする。

次表の最低賃金を下まわらない。

エンジン製作	1時間45 チェンテージモ
エンジン材料製作	40
車組立	40
試験室	55
組立材料製作	37
ギア一	40
.....	
旋盤	43
製図	40
略	

不熟練工は、週70時間をこえない時間で月額90リラ。

上記の最低賃金は、班長、特殊労働者等には適用しない。

第㉒条 会社は、労働者数の25%の割合で、FIOM に、上記の最低賃金よりも賃金の低い補助労働者を要求する権利をもつ。補助労働者の最低賃金は1時間20 チェンテージモを下まわることができない。18ヶ月後には、上記の最低賃金に達する。

第㉓条 すでに55 チェンテージモに達している者をのぞき、現在の全従業員の賃金を

FIAT における労使関係についての考察 (2)

10%アップする。

第④条 見習工の賃金は1時間5 チェンテージモとし、5 チェンテージモずつ引上げて、最高20 チェンテージモまで上昇する。20 チェンテージモに達した見習工は、補助労働者とみなされ、第2 条を適用される。

第⑤条 出来高制について。

第⑥条 1 日10 時間をこえて、12 時間までの超過労働、休日午前中の超過労働は25% の割増とし、12 時間をこえる超過労働、休日の午後の超過労働は50% の割増とする。

工場内部規則の主要点

第①条 試用期間は15日とする。

第②条 試用期間中の賃金。

第③条 通常の労働時間は10時間とする。

通常の労働時間は、作業の必要にしたがって2時間伸縮しうる。

第④条 延長された労働時間を拒否できない。12時間を超える労働および休日労働は義務でない超過労働である。

第⑤条 労働時間の計算。

第⑥条 賃金の支払い。

第⑦条 工場の入退出。

第1の合図が5分前になされる。定時に入構し、作業ポストにつく。定時から10分間のゆうよの後に勤簿は閉され、遅刻者は罰金を課される。定時から30分後、勤簿は遅刻者のため5分間だけ再開される。遅刻者は工場長に、遅刻が止むをえなかった事情を説明することができる。

退出定時5分前に合図があり、洗面等をおこない、定時の第2の合図で退出する。

第⑧条 他人の勤怠カードを操作した者は即刻解雇される。

第⑨条 作業ポストからの離席等の禁止。

第⑩条 正当な理由なしにひきつづき2日間欠勤した者は解雇されうる。

正当な理由なしに、休日の翌日欠勤した者は時間賃金の25%の罰金を課される。1半期中に同一のことがさらに2度くり返されたときは解雇されうる。

第⑪条 1年間に15日間の無給休暇。

第⑫条 休暇の許可。

第⑬条 FIOM から除名された者、および、重大な不従順、正当な理由なく上位者への服従を拒否する者、仲間との重大な争いをする者、窃盗をした者は解雇される。FIOM からの除名と窃盗した者を除き、2週間の解雇予告。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

- 第⑭条 解雇は内部委員会との合意なしにおこなわれない。
- 第⑮条 工場長は労働者に罰金を課する。
- ④ 作業に遅刻し、または作業につかないとき。
 - ⑤ まかされた仕事を不良に、または極度に緩慢におこなうとき。
 - ⑥ 悪意をもって工場の資材を損傷するとき。
 - ⑦ 本規則の遵守に背くとき。
- 第⑯条 罰金は賃金から控除し、FIOM トリノ支部に設置される失業基金に払い込まれる。
- 第⑰条 用具、資材の請求。
- 第⑱条 用具、資材を大切に扱うこと。
- 第⑲条 物品目録の検査と個人検査。
- 第⑳条 すべての労働者は班長に直接従がう。労働者は班長から仕事をうけ、班長は労働者を助け、仕事の遂行を監視し、指導する。
- ㉑条 労働災害。
- ㉒条 本規則は運転手、電気工、守衛などに適用しない。
- ㉓条 会社の責任ある者は立法上の規定にしたがい見習工の労働を規制する。

トリノ支部の職業紹介事務所についての規則の主要点

- 第①条 FIOM のトリノ支部に、金属のさまざまなグループに属する労働者のための職業紹介事務所を設置する。
- 第②条 職業紹介事務所は、FIOM の委員会に設置される中央職業紹介事務所とたえず関係をもっておく。
- 第③条 5名からなる指導評議会が職業紹介事務所を運営する。3名は金属の地区支部が指名し、他の2名は、必要な従業員を同事務所で直接採用することを義務づけられている会社との共通の合意で選ぶ。指導評議会は書記1名を選ぶ。
- 第④条 指導評議会の会合。
- 第⑤条 事務所運営の経費は FIOM 支部が支える。
- 第⑥条 紹介は無料。
- 第⑦条 書記は、就業のため職業紹介事務所を利用する失業中の労働者等の名簿をそなえる。
- 第⑧条 就業しているが、他の会社で就業を希望する労働者の特別名簿をそなえる。
- 第⑨条 書記は、名簿から、要求されている資格に合う者をえらんで紹介する。
- 第⑩条 会社の要求する資格をもつ労働者等が1名以上いるときの紹介の優先順位。

1. 失業中の FIOM 加盟者

FIAT における労使関係についての考察 (2)

2. 就業中の FIOM 加盟者

3. 失業中の非加盟者

1. 3. の項については、失業期間の長い者が優先順位をもつ。

第⑪条 ⑩条の順序を変えるのは例外的なばあいだけで、決定には満場一致を必要とする。

第⑫条 求職者は、離職した会社での勤務についての報告を提出する。

第⑬条 FIOM に加盟する者は、社会手帳を提出する。

第⑭条 全国事務所、外国の事務所との関係。

資料 Il Metallurgico 1907.1.1, pp.1~2.

1906年10月に Itala と FIOM のあいだで締結された労働協約等において、Italaは FIOM を承認し、生産の円滑な運営のために紛争の抑制を FIOM に委ね、労働者の供給を FIOM にまかせ、協約の有効期間中ストライキをおこなわない（ただし、ゼネストのばあいをのぞく）ことを FIOM に保証させる。協約は資格ごとに適用さるべき最低賃金をみとめ、内部委員会を承認する。

Itala と FIOM の協約等はきわめてすすんだ内容をもつもので3年の有効期間をもつが⁽²⁰⁾、のちに述べるような1907年の恐慌、労働者運動における改良派と革命的サンディカリリストの対立、それに伴なう FIOM の組織的危機などさまざまな要因により、1年たらずのうちに有効性を失なってしまう。

しかしその寿命の短かさにもかかわらず、Itala と FIOM の協定は、トリノの自動車工場の労働者7,000人の注意をあつめ、労働者たちは同協定等の締結後すぐの1906年11月企業主に要求を提出する。この要求には、先の合意のなかで満足させられなかった要望と、Itala-FIOM の協約からひきだした労働者のそれぞれのカテゴリーへの《最低賃金》という要求がふくまれていた。交渉は難行し、長びき、1907年3月6日、企業主は自分たちの譲歩をうけいれなければ9日に譲歩を撤回するとの最後通告をおこなった。FIOMのトリノ支部はこの最後通告には回答せず、10日、日曜日の朝、労働者協会の庭で集会を開催した。集会でヴェルツィは、企業主側がなお拒否している点が最低賃金の導入、工場入構時のゆうよ、出来高労働の割合についての不満、という3点であることを説明、集会は紛

FIAT における労使関係についての考察 (2)

争点に同意がえられないときは14日、木曜日にストライキ宣言をもって答えることを決定した。この決議は11日に工業家レーガ会長クラポンヌに通告され、クラポンヌは同日夕、会合を召集してつぎのような決議をおこなった。

「ストライキがおこなわれた場合、企業家がこうむる重大な損害に労働者が責任があると考え、現行法によって許されるあらゆる手段をつかって自分たちの権利をまもる用意をし、またそう決定する。このような脅迫的なストライキは労働者多数の良識により避けられることを期待し、労働者にたいする細心の誠実さから、ひとたびストライキ状態の損害が生ずるなら提示した譲歩はもはや維持できないことを、通告する。」

Metallurgico によれば、ストライキにそなえて警察、軍隊が到着したという。

水曜日の夜、若干の大企業主は FIOM の代表と会談、ただちに交渉を修復することを条件にしてストライキを一時中止することが決定され、企業家と労働者の委員会の会談で、妥協が成立した⁽²¹⁾。工業家レーガの機関誌によると、妥協の主な内容はつぎのとおりである。

1° 自動車工場の内部規則第11条に以下を挿入する。

政治的犯罪の故の有罪判決は、それ自体では、即刻の解雇の理由とはならない。

2° 第13条最終項を削除、以下をもっておきかえる。

この金庫は、FIOM におかれている失業金庫である。払いこみは、第20条に定める労働者代表をとおしておこなわれる。FIOMは6カ月ごとに各工場に決算書をみせる義務をもつ。

3° 内部規則第22条は以下によりおきかえられる。

試用期間がおわって、最終的に採用される労働者はすべて、会社の手で、また会社の負担で全国労働者癡疾・老齢保障金庫に登録される。

4° 規則の第6条に定める10分のゆうよが濫用されるのを防ぐため、4週間を経過して、ある工場で一週間に50分以上遅れる労働者の割合が10%を超える時は、ゆうよは、すべての工場で5分間に縮められる、と協定する。このばかり、上記の第6条における10分という言葉は5分におきかえられる。

本条にいう4週間は、1907年3月28日、木曜日から始まるものとする。

5° 企業主は、各工場ごとの現行の全体としての賃金の7.75%を超えないことを条件に、現行の時間賃金を3チェンテージモひきあげることをみとめる。ただし1月1日

FIAT における労使関係についての考察 (2)

から上記の比率よりも低くない賃金引上げをえている労働者は除外される。

6° 企業主は、自動車工場の従業員を全体としてつきの3つのカテゴリーに分割することをうけいれる。

- a) 時間賃金30チェンテージモまで
- b) " 30~40チェンテージモ
- c) " 40チェンテージモ以上

3月15日時点に FIAT において賃金に対応する者の割合を基礎として、合意の期間中、上のカテゴリーにふくまれる労働者の比率を変えないことが義務づけられる。

7° この合意は最終的な署名から1年間有効である。

8° FIOM は、合意の全期間中、現協定の遵守との関連で、加盟者に労働の継続性を保証することを義務づけられる。

工業家レーガは、自動車企業を代表して、協定に定められたことを遵守する義務をもつ。

1907年3月25日

工業家委員会	クラボンヌ（会長）
	アニエツリ
	シルヴィオ
労働者委員会	ヴェルツイ ⁽²²⁾

これらの合意は労働者の集会にかけられたが、ストライキの継続を主張するグループは受けいれにはげしく抵抗したが、合意は多数により承認された。しかし合意に抵抗する労働者が存在していることが注目される。

こうしてこの時点になると、自動車産業の労働者は、「自動車産業の急速な発展から自己の力を自覚し、1906—1907年に労働者の闘いの前衛の位置につく。この位置は、その後きわめて長期間にわたって、彼らを特徴づけること」⁽²³⁾になるのである。

III

自動車部門で実現した10時間労働は急速にトリノの他部門にも波及するが、織維部門、とりわけ綿糸部門の企業家の抵抗はつよかった。10時間労働をめぐるこ

FIAT における労使関係についての考察 (2)

の部門の紛争は5月3日から始まっているが、5月7日のデモンストレーションにさいして警察側が発砲し、重傷者がでた。紛争の指導にあたっていたカーメラ・デル・ラヴォーロは無期限のストライキを宣言し、綿糸企業家は市長の斡旋も考慮して譲歩することを声明したのだが、翌日、紛争は振出しにもどってしまう。カーメラ・デル・ラヴォーロは、全国抵抗書記局に全国ストライキを実施するよう要請、この全国ストライキのあと、10時間労働、賃金引上が実現する。ところが、綿糸企業 Poma は合意を実施せず、工場入構時のゆうよの取消し、罰金の増額等といった攻勢に出たため、労働者側は5月22日にストライキ、これにたいして Poma はスト参加者の解雇、ロックアウトへと事態を発展させる。Poma のロック・アウトは7月17日になってやっと解除された。

もっぱら労使紛争の領域で活動する任務をもつトリノ工業家レーガ⁽²⁴⁾ (Lega Industriale di Torino) が結成されたのは、上にのべた Poma のロック・アウト解決直後の7月20のことである。工業家レーガの機関誌は、自己の設立の契機をこうのべている。

「工業が顕著な発展をとげたピエモンテ、とくにトリノで、この団体を結成する必要はすでに何年も前から感じられていた。偶々さいごの衝撃となる理由がないだけだった。そしてこの春、トリノで一連の労働者の行動がひろがり、デモンストレーションがしばしば暴力をともない、労働契約が突然にやぶられ新しい譲歩が要求されることによって工業に打撃をあたえ、混乱させたとき、その偶々の理由が明確化したのである。」⁽²⁵⁾

工業家レーガの規約第2条は、レーガの目的と存在理由が労使関係の領域にあることをはっきりとのべている。

「第2条 レーガは以下のことを目的とする。メンバーと企業家の集団的利益を保護し、擁護する。労働の自由の尊重と擁護を効果的にまもる。労働者との善き合意を促進する。」⁽²⁶⁾

工業家レーガの規約と内規の他の各条項の表題は第6表に表示してあるが、第2条の目的に忠実にいざれもストライキが生じたときの対策に大きなウエイトを

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第6表 工業家レーガ規約および内規

工業家レーガ規約	工業家レーガ内規
第①条 レーガの設立	第①条 会員について
第②条 目的	第②条 規約の2条を達成するための方 法
第③条 グループ分け	第③条 グループ分け 運営について
第④条 指導機関	第④条 指導部と評議員会
第⑤条 任期	第⑤条 集会
第⑥条 事務局	第⑥条 事務局
第⑦条 評議員会	第⑦条 集会
第⑧条 全体集会	第⑧条 集会
第⑨条 会費	第⑨条 集会 紛争の解決
第⑩条 ストライキにあたって	第⑩条 ストライキにさいして
第⑪条 ストライキ中のストライキ参加 者の採用について	第⑪条 ストライキ参加者の採用禁止に ついて
第⑫条 ストライキが3ヶ月をこえたと き	第⑫条 企業家の煽動によるストライキ
第⑬条 罰金	第⑬条 ロックアウト
第⑭条 ストライキ参加者との認定	第⑭条 ストライキが全般化したばあい
第⑯条 内規の制定	第⑯条 違反したばあいの措置 第⑯条、第⑰条 略

割いている。

工業家レーガの規約第10条は、ストライキが宣言されたときの企業家の義務、ストライキが重大化するときレーガが適切な処置をとるべきこと、決定は加盟者を拘束することを定めるものである。

「第10条 ストライキが宣言されたとき、加盟企業は自己のグループの指導部とレーガの運営委員会にその旨通知する。レーガの運営委員会は要求があつたばあい、そのケースを研究し、解決を促進するようつとめる。ストライキが一般化し、重大化するとき、委員会は速かに行動し、有効とおもわれる全般的、部分的な連帶行動をふくめ、適切な防衛の処置をとる。

上記の状況のもとで委員会がおこなった決定は、加盟者を拘束し、加盟者は自らのあいだでこの決定をうけいれ、遵守する義務をおう。違反した場合は内規の定めにより罰

FIAT における労使関係についての考察 (2)

せられる。」

第11条、第12条は、ストライキの期間中とその後の何日かストライキ参加者を採用しないことを明記している。

「第11条 加盟者は、ストライキをひきおこした原因がなんであれ、また動機がなんであれ、レーガの関与がもとめられているストライキの期間中、およびそれにつづく15日のあいだ、関係企業の同意があるばあいをのぞいて、加盟他企業のストライキ参加従業員を仕事に採用しないことを義務づけられる。」

「第12条 ストライキが3カ月以上に延びたばあい、前条に定める義務はなくなる。この期間は、関連グループの $\frac{2}{3}$ の同意をもって短縮することができる。」

第13条はこれに違反した場合の罰則規定である。

「第13条 第11条に定める義務に何らかの違反をした加盟者は、採用した労働者1人につき100リラの罰金を課される。この罰金は、違反した加盟者の忠誠心が明確に検証されたばあい、軽減されうる。ただし、このばあい、誤まって採用した労働者はただちに解雇する。」

内規の第10条は、規約第10条のストライキ宣言時における企業家側からの通告、レーガの決定の会員への通知のしかたについてさらに細かく定めている。

「第10条 ストライキが宣言されたら、企業家は可及的速かにレーガの事務局にその旨通知しなければならず、事務局は受領証を支給する。企業家はまたできるだけ速く、封印した封書で労働者のリストを事務局に通知しなければならない。この封書は、後に定める場合を除いて開封せず、ストライキ後に送付者に送り返す。」

ストライキの通知がおこなわれると、事務局はただちにこの通知をグループの会員、および適当とおもわれる者につたえ、また、ただちに指導部に通知する。

関与をもとめられたとき、指導部は、事務局、グループ代表、関係企業家とともになすべきことを協議する。

必要なばあい、有効とみとめられる連帯措置をとるため、グループの会員を召集する。

このばあい、グループに属する者の多数のおこなった決定は、同グループの会員すべてにとって義務となり、ただちに書留便にて、または領収証とひきかえに直接手渡しで通知される。」

第13条はロック・アウトの決定に関するもの、第14条は、ゼネスト等の事態にさいしての対処に関するものである。

「第13条 指導部は、適切に召集されたグループの見解をきいたのちに、グループのロ

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第7表 工業家レーガのグループ区分

第 I グループ	印	刷	
II	生	糸	
III	建	設	
IV	機	械	FIAT
V	自 動	車	Rapid
VI	毛	皮	Scat
VII	化	学	Taurinia
VIII	木	材	Krieger
XI	羊	毛	Radus
X	綿		Taurus
XI	チヨコ レート		Diatto-Clément
XII	紙		Brevetti FIAT
XIII	ガラス		Locati e Torretta
XIV	水	車	Puegeot-Croizat
XV	運	輸	Spa
XVI	軍 用 調 達		Ferretti Alfredo
XVII	製 鍊		Lux
XVIII	石 綿		
XIX	ヴァッリ・ディ・ランツォー地区		
XX	金 銀 細 工		
XXI	そ の 他		

資料 Bollettino della Lega Industriale, 1907.7, pp. 10-12.

ック・アウトを命ずることができる。」

「第14条 ゼネストが意図されたり、無秩序、労働の自由、所有権への攻撃が生じてゐるときには、できるだけ早急に評議員会が召集される。適切な共同防衛策が、評議員会メンバーの絶対多数によりとられる。本条および前条の措置は、規約10条の措置とおなじく、公共サービス関係企業家の義務とはならない。ストライキの地区外にある工場をこの方策から免除するのは評議員会の権限である。」

第15条は決定の遵守を定めている。

「第15条 会員は、規約10条、本内規13条、14条により、評議員会がおこなった決定を誠実に遵守するよう拘束される。(これに違反したばあいの定め、略)」⁽²⁷⁾

トリノの工業家レーガには242の企業が加盟したが、これらの企業は第7表に

FIAT における労使関係についての考察 (2)

示すごとく第 I グループから第 XXI グループまで産業部門ごとに区分された。第 V の自動車グループに属するのは FIAT をはじめとして14社である。ここには Itala が加盟していない。

会長には製糸企業家の B. クラポンヌが選ばれている。

トリノの工業家レーガのヘゲモニーのもと、1908年にはさらにピエモンテ工業家同盟 (Federazione Industriale Piemontese) が、1910年にはイタリア工業家総同盟 (Confederazione Italiana dell' Industria) が結成された。

ところでトリノ工業家レーガ傘下にある種々の産業部門の条件はさまざまであり、したがって労働者にたいする態度もさまざまであったが、大別すれば、労働者の組織と運動に伝統的な強硬態度をとり、自らの権力によって生産の規律を維持しようとする傾向と、労働者の抗争性を労働組合という組織に誘導し、これとの交渉に生産の規律維持の一端をになわせようとする傾向があったといえる。せんい部門、製錬部門の企業家は強硬派である。トリノ工業家レーガ会長のクラポンヌはさきにのべたように製糸部門の企業家であるが、必ずしも強硬派ともいえない。ただしクラポンヌを中心とする工業家レーガは Itala と FIOM の協定をきびしく批判した。

自動車部門の企業家たちは柔軟派に属していた。自動車の企業家たちが柔軟な路線へ傾斜したのは、基本的には、自動車産業が成長局面にあり、企業家としては生産の円滑な進行に最大のウエイトをおいたこと、したがって労働者の抗争性を自然発生的・アナキーな状況に放置しておくよりも、秩序だったチャネルに誘導することに積極的な利益をみいだしたからである。このチャネルに誘導するには、労働者の代表として労働組合を承認することが必要である。自動車企業家のなかでも Itala がもっとも大胆にこの路線を追及しようとしたことはすでにみたとおりである。1911年の自動車工場協会の結成は、自分たちの路線を、だが強固な規律をもって、追求しようとする自動車企業家の意図を具現化したものである。協会結成の中心にはアニエッリがたっていた。それで自動車工場協会に言及

FIAT における労使関係についての考察 (2)

する前にアニエッリの社会問題に関する考え方の一端にふれておこう。

FIAT が編集した “I Cinquant'anni della FIAT” のなかで、トリノ自動車博物館館長、C. ピスカレッティ・ディ・ルッフィアは、アニエツリとかわした会話をこう記述している。もっとも、この記述は FIAT が編集した書物のなかの一文であり、刊行されたのが第Ⅱ次大戦直後の1950年であったことを考慮しておかねばならないが。

「話が……ミラノの暴動に関連して労働者の問題にふれたことを記憶している。

——『革命』とは何と重大な言葉だろう！ 社会問題は、ひとつの解決が必要な重大な時点に到達しているのだ。まだ間に合ううちに改善しないと、強烈な革命がおこるだろう。卒直に言うと、非難さるべき、また私がみとめない例外をのぞいて、私は労働者と彼らの要求に好意的だ。産業の発展は、苦しみ、困窮し、自己の権利を要求する新しい階級をつくりだした。今日、多くの人々にとって、革命が、勤労階級のために正さるべき状態にたいする正当な爆発に他ならない、と思われるるのは、このためだ。——

——騎士は社会主義者なのだろうか？

——きみが何を言おうとしているのか解らない。保守主義者にとって、社会主義は鬼の資本家の面前でひらひらする不愉快な赤い布切れだ。親切な鬼はエネルギーをふるいおこし、パンと仕事をあたえるのだが、おそらくはやや自分の利益を考えすぎる。私は、内心では、数年のうちに、社会にとって危険にみちているようにみえるこれらの要求はすべて平和的な獲得物として実現されると考えている。……何年か前に貧しい人々が闘かっていた多くの要求は今日では平和的にうけいれられ、そして産業は繁栄している。正しさは彼らの側にあったことを示している。暴力は無理解の子なのだ。」⁽²⁸⁾

同書には、1916年における諸国家の国際的連合とヨーロッパ連合を志向するアニエツリの考えも収録されており⁽²⁹⁾、アニエツリが冷徹な現実的企業家であったことは当然としても、その底に理想主義的・開明家的側面をもっていたともいえそうである。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

話を自動車工場協会にもどそう。アニエツリを中心とし、6,500人の労働者をカバーする7企業は1911年11月、自動車工場協会を結成した。協会は、工場の生産活動を規則正しく遂行するため、内部委員会を廃止する代りに FIOM を承認し、労働時間面で譲歩をする。協会は、企業家の足並をそろえ、規律を強化するために、工場内部規則を単一化しようとした。協会の規約の主な点は以下の通りである。

「第3条：加盟工場は、本規約に署名してから3ヶ月以内に、労働者と单一工場内部規則を協定する義務をおう。」

「第4条：あらかじめ協会が決定したこと以外に、労働者の条件を変更することはできない。」

これに違反した場合、およびロック・アウトの決定に違反したばあいの罰金を

「第4条第2項 本規約に違反したばあい、工場に雇用する各労働者ごとに25リラの罰金が適用される。」

「第7条 ロックアウトは、労働者のあいだに生じた紛争を友好的に調停しようとして協会が交渉をおこなったあと、集会出席者の多数決にもとづいて、決定されねばならない。ロックアウトの決定は、不賛成者にもまた義務である。」

不賛成者が違反したばあい、工場に雇用する各労働者ごとに40リラの弁償を払わねばならない。

各加盟者は1票の権利をもつ。」

と定めるのにくわえて、この罰金の支払いを確実にするため、特定の金融機関に預託金をおさめることを義務づけている。

「第9条 前述のことを正確に履行するのを保証するため、協会が定める金融機関に各工場で雇用する労働者500人ごとに40,000リラを預託すべく、協会加盟者は、協会会長に、彼の名で500リラをひきわたす。」⁽³⁰⁾

IV

1907年はイタリア産業が恐慌にみまわれた年である。恐慌はとりわけ鋭く自動車産業に打撃をあたえ、投機の熱に酔っていた自動車企業の株価は大きく下落した。FIAT の株価は445リラから80、さらに17リラへ、Rapid のそれは103リラから17リラへ、Itala のそれは117リラから55リラへと低落したのである。この恐慌

第8表 FIATについての諸指標

	機械の価値	固定資本価値	労働装備率指数 (1902=100)
1902年	126,636 リラ	405,097 リラ	100
1903	132,609	515,240	96
1904	170,469	920,305	105
1905	1	493,744	24
1906	3,127,561	—	—
1907	3,503,776	6,704,344	129
1908	3,775,674	6,966,590	156
1909	3,619,401	7,281,641	152
1910	3,690,850	10,037,906	183
1911	3,821,578	10,417,698	166
1912	4,526,086	11,815,202	174
1913	3,321,412	9,795,528	133

資料 第2表におなじ。pp.163~165.

により力の弱い企業は淘汰され、生きのこった企業は FIAT, Itala, Spa, Scat, Lancia, Rapid 等に限定され、きわめて同質的なものとなった。職人的経営が支配的な企業はすべて姿を消したということができよう。

FIAT ではすでに1905年までに機械の減価償却を了え、この年、機械の残存価値は1リラと計上されている。1906~07年には固定資本価値が1905年の49万リラから1907年の670万リラへと顕著に増大し、労働装備率指数も、1905年の24から1907年129、1908年156と上昇する。この設備投資は労働組織の顕著な変化、さいや組立ラインの導入、機械部門と車体部門の結合、材料の均質化、製鍊工程の単純化、内部運搬システムの単純化などをもたらした。従来、工作機械を交換することによりさまざまな作業をおこなっていた旋盤は、いまや部分的な作業を展開するだけの一連の機械によっておきかえられ、労働者の技術的独立性は縮小された。

大量生産システムは従来よりもまた一步をすすめ1900~1904年における一車種の平均生産台数が40であったのに、1907~13年におけるこの数字は613台へと大きくなったのである⁽³¹⁾。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

1907年まで、自動車部門は、金融投機にむすびついた巨大な利潤、自動車需要の価格の非弾力性、生産物の新しさ、需要のブームを基礎に、従業員にたいして《調停的》政策をとることができたのだが、恐慌はこうした方向にブレーキをかけた。企業家陣営の強硬派は、この時期をえらんで労働者にたいする規律を強化することを企図するのである。1907年12月工業家レーガの第 IV, 第 V, 第 XVII の機械、自動車、製鍊グループは、単一工場内部規則の作成にとりかかる。翌年初頭、工業家レーガの会長クラポンヌは、FIOM のスコッティ、コロンビーノとの会合で、工場内部規則がすでに完成していることを明言、3月9日付書簡で、3月30日から自動車、機械、製鍊部門に適用すると通告した。この工場内部規則は49条から成り、工業家レーガ内の強硬派が、労使関係について一定の展開を試みている自動車部門を包みこんで一律の規律強化をはからうとしたものである。

49条からなる单一工場内部規則案の重要な点を指摘すると、

- ① 会社は全国老令・廃疾保障金への登録の義務から解除される。
- ② 工場の全労働者は一週間分の賃金を経営に預託しなければならない。この預託は一週間に50チエンテージもの払いこみをもっておこなわれる。
- ③ 通常の労働時間は10時間である。それは仕事の必要により2時間伸縮できる。時間が伸ばされたとき、労働者は仕事につくことを拒否できない。夜間労働の賃金は昼間の賃金と同一額を支給される。休日労働は25%の割増である。
- ④ 労働者の工場入構は定時10分前の第1合図によって規制される。定時の合図とともに、全労働者は自己のポストについて作業を開始しなければならない。
- ⑤ 解雇・離職は、通常、たがいに予告なしにおこなわれる。ただし12カ月間連続して工場で働いている労働者は、1週間の解雇・離職予告を相互義務として登録しておくよう要求する権利をもつ。5年間連続して働いている労働者は、相互に2週間の予告を要求する権利をもつ。1週間または2週間の予告を協定したとき、労働側は全預託金のそうち失、経営者側は第1のばあい

FIAT における労使関係についての考察 (2)

通常の 6 労働日分の支払い、第 2 のばあい 12 労働日分の支払いをもって、予告の効力を除去することができる。

- ⑥ 損傷が明白に工場の労働者によってひきおこされているが、本人を確認できないとき、経営は集団的弁償を定めることができる。
- ⑦ FIOM におかれ、罰金の積立てをふりこんでいた失業金庫を承認しない。この基金は、経営の定める方式にしたがって労働者の福利にむけられる。同基金の管理は労働者に周知させる。
- ⑧ いかなる形であれ労働が停止されたとき、労働者に手当は支払われない。労働の停止が 6 日間以上に長びいたとき、労働者は工場にたいする義務から自由である。
- ⑨ 内部委員会は廃止される。これに替って、そのときどきの紛争は、6 名の企業家と 6 名の労働者からなる委員会に委ねる。この委員会は毎年 12 月に指名され、翌年中任務につく。委員会は 2 名の書記を指名する。双方の側に 1 人ずつの書記は、関係者の通告をうけとり、会合の議事録を作成する。関係双方は、その決定に従わねばならない⁽³²⁾。

というように、きわめて「攻勢的」なものであって、1906 年の自動車部門の交渉の結果を全面的に取消すものである。この単一工場内部規則案と同時期の 1908 年 3 月 1 日、レーガに加盟していない Itala で合意が成った工場内部規則を第 9 表に掲示しておく。この合意は 1906 年の規則よりもまた労働者に有利になっており、工業家レーガ案の内容との相違はきわめて大きい。

工業家レーガのこのようなうごきにたいし、FIOM の支部には、工場の代表 1 名をふくむ行動委員会が指名され、FIOM に加盟する者、加盟しない者 12,000 名の金属労働者が FIOM のアピールに答え、3 月 29 日、ストライキが宣言された。このストライキは、少数の離脱をみながらも、4 月 12 日までつづく。企業主の側は工場内部規則案をとおすことは不可能と判断したが、FIOM の側はさらに旧来の内部規則をいくつかの点で検討するようせまった。そしてクラポンヌが、

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第9表 1908年工業家レーガの工場内部規則案と Itala の工場内部規則

工業家レーガ案の主要点	
工場入構時のゆうよ	定時の合図とともに作業ポストについて作業を開始しなければならない。
労 働 時 間	通常の労働時間は10時間である。仕事の必要により 2 時間伸縮できる。時間が伸ばされたとき、労働者は仕事につくことを拒否できない。
超過労働の割増	夜間労働の賃金は昼間の賃金と同額。 休日労働は25%の割増。
解 雇 予 告	解雇は、通常、予告なしにおこなわれる。 12ヵ月間の勤続者は 1 週間) の予告を義務として登録しておくよ 5 年間の勤続者は 2 週間) う要求できる。
労 働 停 止	労働の停止が 6 日以上になると、労働者は工場への義務から自由である。
会社への預託金	全労働者は 1 週間分の賃金を預託する。
損傷の集団的弁償	損傷が工場の労働者によってひきおこされたが、本人を確定できないとき、会社は、集団的弁償をさせることができる。
罰金による基金の使いかた	FIOM におかれている失業金庫にふりむけず、経営の定める方 式にしたがって活用する。
全国老齢廃疾保 障金庫への登録	全国老齢廃疾保障金庫への登録は会社の義務でない。
工場内労働者組 織	内部委員会は廃止される。そのときどきの紛争は労使 6 名ずつの委員会に委ねる。
Itala の工場内部規則の主要点	
①	試用期間 8 日間。その間は予告、手当なしに解雇、離職ができる。
②	労働者は賃金 1 週間分を会社に預託する。
③	給料の基礎として時間あたり賃金を定められたとうりである。
④	通常の労働時間は10時間である。仕事の必要により、2 時間伸縮できる。時間が延長されたとき、労働者は正当な理由なしに仕事を拒否できない。10時間をこえる労働には25%の割増、12時間をこえる労働は(夜間も) 50%の割増を払う。週休のための法律にふくまれない休日の仕事は義務であり、午前中は25%，午後は50%の割増とする。
⑤	労働時間の管理

FIAT における労使関係についての考察 (2)

⑥ 給料の支払い

⑦ 工場入構は、10分前と定時の2度の合図で規律づけられる。定時に全労働者は入構し、ただちに作業ポストにおもむかねばならない。毎日、10分間をこえないことを条件に、入構に定められた時間から、1週間に全体として50分のゆうよをみとめる。1週間に全体として50分をこえた者は、1時間分の賃金を失なう。定時から15分後に、出勤簿は遅刻者のために再開され、遅刻者は罰金として半時間分の賃金を失なう。

退出は、2度の合図により規律づけられる。第1の合図は、労働者の洗面のため時間前5分になされる。労働者は第2の合図がなければ退出してはならない。

⑧ 他人の出勤カードを操作してはいけない。これに違反する者はただちに解雇され、第2条の預託金を失なう。

⑨ 自己の出勤カードを処理しない者は欠勤とみなされる。

⑩ 精勤の義務

- a) 離席したり、仲間または外部の者としゃべったりする者
- b) 正規の許可なしに離席する者

は、罰金を課される。

⑪ 離席した者は、離席中の賃金の25%を罰金として支払う。

欠勤がひきつづき2日にわたるとき、ただちに解雇できる。

休日につづく日の欠勤が——1年に3回くり返されると——ただちに解雇できる。

病気のとき、労働者は会社に通知し、医師の正規の証明を提出することを義務づけられる。ただし、経営は、会社の医師に病気を確認させる権利をもつ。

⑫ a) 上位者への不従順と服従の拒否

b) 工場の資材を盗み、また損傷する

c) 仲間内の争い

に責めある労働者は1週間分の支払いを即刻解雇される

⑬ 通常の解雇预告は1週間である。

⑭ 本内部規則の適用および解釈、ならびに労働協定について生ずるすべての紛争は、5人で構成される労働者の内部委員会により、経営の同意をえて、解決されねばならない。委員会の交渉とFIOMトリノ支部との交渉が失敗したら、FIOM中央委員会の代表が関与せねばならない。

すべての交渉がおこなわれる前に労働者はストライキを実行できず、いかなる方式であれ通常の生産の推行を妨げることはできない。

会社は、紛争にさいし、労働を停止する前に、おなじ交渉をおこなうことを義務づけられる。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

- ⑯ 罰金は FIOM トリノ支部におかれる失業金庫にふりむけられる。
- ⑯ 用具・資材は組長に請求する。
- ⑯ 用具・資材を大切にすること。
- ⑯ 支給品の検査を拒むことができない。
正当な理由がなく紛失したり、損傷したばあい、賃金からの控除で弁償する。
- ⑯ 工場長、組長にしたがうこと。労働者は組長から仕事をうけとり、組長は労働者を助け、仕事の遂行を監視し、指導する。
- ⑯ 工場長は
 - a) 正当な理由なく席をはなれた者
 - b) まかされた仕事を悪く、または極度に緩慢に遂行した者
 - c) 不注意または惡意で、工場の資材を損傷した者
 - d) 酗酔して仕事についた者
 - e) 本内部規則の遵守に違反した者に罰金を課す。
- ⑯ 労働者は本工場内部規則以外の特別の内部規則にもしたがわねばならない。
- ⑯ 労働災害のばあい。

資料 Il Matallurgico, 1908.2.5, p.5, 1908.3.15, pp.2~3.

「新旧の工場内部規則なしに、単に、地区ごとの慣行、慣例にしたがって仕事が再開さるべきである」⁽³³⁾ と言明、4月14日仕事が再開された。工業家 レーガ内強硬派の意図は実現せずに終った。

こうして労働者の側は、企業主の攻勢を押しかえすことに成功したが、その後労使関係の展開はみられない。それは、不況の継続と相まち、FIOM の組織が著しく弱体化したことによる。本稿が考察の対象としている時期の FIOM については前掲戸塚・徳永編著「現代労働問題」のイタリア編の第1章⁽³⁴⁾でとりあつかっているが、その一部を再述すると、FIOM は1908~09年に、03~04年について組織的危機におちいる。1907年の第3回大会で FIOM は本部をローマからミラノに移したのだが、ミラノ支部では改良派と革命的サンディカリスとの対立が殊の外はげしく、このため本部としての機能が麻痺状態におちいってしま

FIAT における労使関係についての考察 (2)

った。この結果 FIOM の借金が累積、1909年の組合員は数百人にまで低下する。

B. ブオッティという若い指導者らのエネルギーッシュな活動のおかげで組織人員が7,000人に回復するのは1910年11月のことである。この年第4回大会で FIOM は産業別全国組織として一段と根をおろすことに成功、本部をトリノに移す。

自動車産業部門で労使関係がうごきはじめるのは、景気が回復する1910年以降のことである。自動車産業は1910年とともに、つよい拡大局面にはいり、それにともなって1910年3月から1911年にかけて、各工場ごとに要求が提出され、交渉がおこなわれる。

各工場における要求は、賃金引上の要求（とくに超過勤務労働に関する）とともに、1906年の協定で獲得されていた諸点を再獲得しようとするものであって、全労働者に10時間労働をみとめる、内部委員会に工場内部規則についての紛争を経営者とともに解決する代表権をもたせる、工場入構時の10分間のゆうよ、などがそれである。Metallurgico の1911年2月26日号は

「FIAT e Brevetti では陶工部門の労働者が20%の賃金引上を要求するメモを提出、S.P.A. では鍛造工が出来高労働の整理を要求、Ferriere ではさまざまな部門、カテゴリーから賃金引上をふくむ数多くの要求が提出されている」⁽³⁵⁾ と報告している。工場レベルでの労働者の自発的な行動は、各職種ごとに展開されている。

1911年6月8日付同紙は

「Brevetti FIAT では、組長が紳士的でなく、態度が悪いために、しばらく前から機械部門の労働者のあいだで行動がつづいていた。偶発的な事故がおこり、会社はわれらが紳士を数日間停職させざるをえなかった。われわれは、この教訓が彼をたすけることを期待する。」⁽³⁶⁾

また

「S.P.A. では超過勤務労働を濫用する長時間労働に抗議するストライキがおこった」⁽³⁷⁾ と伝えている。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

1911年7月8日付同紙の報告するところによると、

「FIAT では多くの紛争がまったく労働者に有利に解決されているなかで、うまくいかなかった例がひとつある。会社が組立て部門で労働者1名を解雇した。この労働者の仲間たちは労働を放棄し、月曜日の会合に半数、火曜日の会合には全員があつまって委員会を指名、会社に抗議したが、会社は、9カ月間に41日欠勤している者の解雇は正当だと、労働者達は1日分の給料を失なった。」⁽³⁸⁾

1911年の6月には Aquila (従業員規模50人ほど) で、土曜日を14時まで、1年に1週間の休暇、工場入構時の10分間のゆうよなどがみとめられ、8月にも Itala で土曜日を 7 時間労働とし、10時間分の支払いが確認された。10月になると車体工場の労働者も週60時間分の賃金で57時間労働を確保、数週間ごとに FIAT —Brevetti でもおなじことが確認された⁽³⁹⁾。

1910年からつよい拡大局面にはいっていた自動車部門の企業家にとって、上にのべたような各工場で続発する紛争、衝動的なストライキを秩序だった労使交渉に誘導することが必要であった。労使交渉に応ずる余裕も自動車の企業家にはあった。このためには、自動車企業家が団結し、規律を強化しておかねばならない。1911年11月、自動車企業家たちが、自動車工場協会を結成したことはすでにのべたとおりである。自動車工場協会の規律を維持するためには、労働者との約束ができるかぎり統一しておくことが必要であり、各工場内部規則を単一化しなければならない。

自動車工場協会が単一工場内部規則を作成しようとするのにたいし、力を回復してきた FIOM の側も活動をはじめる。FIOM の加盟者と非加盟者から選ばれた行動全体委員会の合意をえた交渉委員会が、長い対論ののち、確認した要求は以下のとおりである。

1. 協会に加盟する工場で、英國風労働時間がまだ採用されていないか、または4時間30分短縮していない工場 (Spa, Scat, Itala) に、英國風労働時間を拡大する。そして短縮された労働時間にたいして支払うのでなく、対応する

FIAT における労使関係についての考察 (2)

賃金の引上げをもたらす。

2. 解雇予告の替りに、勤続により漸増する解雇手当を支給する。
3. 工場入構時のゆうよがなく、15分までの遅刻者に60分の罰金、1年間に3回の罰金をうけた者にもう1日分の罰金が課されているが、罰金は、遅刻した賃金の支払額をこえるべきでない。
4. 賃金の支払が退出後になされているが、これを労働の時間中、または洗面時間中におこなう。
5. 超過労働にたいする割増が25%であるが、日曜労働は50%の割増とする。
6. 預託金をやすやすためにも、いかなる方法であれ組織化を妨げず、FIOM 加盟労働者以外の者を採用しないことを義務づける。
7. 賃金引上ごの平均賃金は、協約期間中低下させない。

以上の要求にもとづいて交渉がおこなわれ、1カ月半後の1911年12月に合意がえられる。

合意は、FIOM を承認し、その組織維持のために組合費の天引きをみとめる。

- ① 本工場内部規則に署名し、とくに留保をしない労働者の週賃金から、FIOM の組合費を控除することは企業家の義務である。

これによって FIOM 加盟者、組合費集金者への圧迫はまったく除去されることになるが、FIOM への加盟を明言していない労働者でも、とくに留保をしないかがり組合費が天引きされるという合意は、後にみるとFIOM にたいする労働者の反乱をひきおこすことになる。

- ② 時間賃金を6.50%引上げる（端数等をくわえると全体で7.74%の引上げとなる）。
- ③ 本協定によりえられる平均賃金は、協定の期間中低下させない。

従業員をふたつのカテゴリーにわける、

40 チェンテージモ以上

40 チェンテージモ未満

平均の賃金を保証するため、企業家は6カ月ごとに、支払い名簿を送付する。

これは高い賃金の労働者を解雇して、安い賃金の労働者を雇いいいれることに歯止めをもうけたことを意味する。つまり、50 チェンテージモの労働者を10人解雇

FIAT における労使関係についての考察 (2)

したばあい、平均で同額の賃金をとる10人の労働者以外には採用することはできないのである。

- ④ 週労働時間は55 $\frac{1}{2}$ 時間とし、土曜日の昼食後の休けいを維持する。
- ⑤ 工場入構は、定時15分前と定時の合図により規制する。遅刻者のため10分後に入口を5分間再開する。遅刻者は30分の賃金を失なう。1年間に12回遅刻をくりかえした者は、賃金の半日分を失なう。12回までは、遅刻した時間の賃金を失なうだけである。
- 今回の合意で入構時の直接のゆうよはみとめられていない。
- ⑥ 土曜日の昼食後の労働は超過労働とみなされ、25%の割増とする。日曜日の午後は50%の割増とする。
- ⑦ 解雇される労働者全員に24時間の予告があたえられる。
勤続6カ月後から就業30カ月まで、1日10時間で計算した賃金3日分の手当が支払われる。30カ月以降については、上記の3日分の手当にくわえ、さらに勤続12カ月ごとに賃金1日分の手当があたえられる。
- ⑧ 労働者は、協定を正確に履行する保証として、1週間分の賃金をひきわたす。
- ⑨ 紛争はまず内部委員会が交渉し、ついで FIOM トリノ支部の委員会、FIOM 中央委員会の交渉へと接続する。
- ⑩ 双方は上で強調した交渉をおこなう前に労働を停止しない。
- ⑪ 上にのべられたことに違反した労働者は、保証預託金を失なって離職する。
- ⑫ 罰金は FIOM の失業金庫にふりむけられる⁽⁴⁰⁾。

この合意は、自動車企業家の労使関係政策、したがってまたアニエツリの考え方を、きわめて明確に示すものであろう。合意は1912年1月18日から発効することになっていた。

ところがこの FIOM の合意にたいして労働者たちが反乱をおこしたのである。FIOM 幹部の説得によって FIOM の加盟者は協定に同意したが、加盟していない者は説得を拒否し、労働者の集会に提出された合意を否決してしまった。この時点で FIOM の加盟者は、非加盟者よりもやや少なかったといわれる⁽⁴¹⁾。非加盟者たちは FIOM の指導者とはげしい闘いにはいる。

FIOM に加盟しない労働者はなぜ合意に反対したのか？ Metallurgico 1912年2月29日号は、FIOM のすすめた協定に反対する者が指摘した点を、

- ① 解雇予告の短縮

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第10表 1911年12月, FIOM と自動車工場協会の合意の主要点

工場入構時のゆうよ	ゆうよは認めない。
遅刻者の取扱い	遅刻者のため10分後に5分間入口を開く。 1年間に12回遅刻をくりかえした者は賃金の半日分を失なう。 12回までは遅刻した時間の賃金を失なうだけである。
労 働 時 間	週労働時間は55 $\frac{1}{2}$ 時間である。 土曜日の昼食後の休けいを続ける。
超過労働の割増	土曜日の昼食後の労働を超過労働とみなし, 25%の割増とする 日曜日の午後は50%の割増とする。
解 雇 予 告	24時間前の予告をする。 勤続6カ月～30カ月………賃金3日分の手当。 30カ月以上12カ月ごとに………賃金1日分をくわえる。
会社への預託金	1週間分の賃金をひきわたす。
罰金基金の使いかた	FIOM におかれている失業金庫にふりむける。
平均賃金の維持	平均賃金は協定期間中, 低下させない。
組 合 費 の 天 引	本規則に署名し, とくに留保しない者から, FIOM の組合費を天引きする。
工場内労働者組織	紛争はまず内部委員会が交渉し, ついで FIOM のトリノ支部, 中央委員会へひきつがれる。

- ② 保証預託金の増額
- ③ 工場入構時のゆうよの削除
- ④ ストライキの自由の制限⁽⁴²⁾

だとしているが, 同紙1月18日号は, また

「討論もせずに, われわれ (FIOM—引用者)の言いぶんをきこうともせずに, われわれの獲得した条件よりも悪い条件を要求する決議を, 暗示的に提案した理由は何か? ……おそらく, 組合費を払わないためにである!」⁽⁴³⁾ という点をも強調している。Metallurgico の論調は, 全体として, 労働者の反乱が, 特に留保をせずに工場内部規則に署名した労働者が組合費を天引きされる点に発しているとみている。

工業家レーガの機関誌も, ① FIOM への登録の「強制」, ②解雇予告の廃止,

FIAT における労使関係についての考察 (2)

③工場入構時のゆうよの廃止、④ストライキを宣言する前の調停的交渉の義務を⁽⁴⁴⁾、労働者の反抗をひきおこした原因としている。スプリアーノが指摘しているのは：①工場入構時のゆうよの廃止、②きびしい規律、③労働時間の短縮の意義が、収入面から過小になったこと、④ FIOM の非加盟者が、加盟者より不利になるのではないかという恐れ、である⁽⁴⁵⁾。

FIOM に加盟しない労働者の不安と不信は、改良派と革命的サンディカリストの争いによって拡幅された。

「革命的サンディカリストがヘゲモニーをにぎる自動車部門労働者の独立組合の主導する闘いは、到達した経済的成果に異議を申立て、FIOM が全産業を代表することを否認するのにくわえて、他の重要な点でも衝突した。若干の経済的補償と、工場の抗争的イニシアティヴにたいして協約が課する拘束、との交換をうけいれるか、うけいれないかが問題である。革命的サンディカリストと FIOM のあいだの対立は、労働組合の闘争手段としての協約にあたえる判断の相違にある。社会党の改良派にむすびついた FIOM が協約のもつ漸進的な獲得物の価値を称賛するのにたいして、革命的サンディカリストは 2 年間にわたって闘いの権利を失なうことになる解決のもつ有効さを否認する。」⁽⁴⁶⁾

革命的サンディカリズムの思想は未来社会の土台を労働組合に求め、未来社会への移行をもまた労働組合のゼネラル・ストライキに求めるのであって⁽⁴⁷⁾ この思想からすれば労働協約とひきかえにストライキの権利を凍結することは許せないものである。イタリアの労働者運動においては、19世紀末から右派の改良派と左派の最大限綱領派の対立が存在していたが、20世紀にはいると左派の一部が革命的サンディカリズムの影響下にはいる。アルトゥーロ・ラブリオーラ、A.O.オリヴェッティ、P. オラーノらを中心にしてミラノのカーメラ・デル・ラヴォーロを掌握、パダーナ平野、プッリア州の農業日雇労働者、その他マルケ、ロマニア、トスカーナの地方に一定の影響力をもっていた。FIOM が本部をローマからミラノに移すことによって、改良派と革命的サンディカリストの対立にまき

FIAT における労使関係についての考察 (2)

こまれ、組織力が著るしく弱体化したことはすでに述べたとおりである。

革命的サンディカリズムの影響はトリノにも滲透しており、1904年の社会党全国大会では、トリノ支部を代表する12名の代議員中9名がアルトゥーロ・ラブリオーラの決議に賛成している。

問題を自動車部門の紛争にもどそう。

FIOM に加盟する労働者は自分たちだけの集会をもち、ほぼ満場一致でつきの決議を承認した。

「FIOM に加盟する労働者の集会は、労働者組織の代表者と、企業主組織の代表者のあいだで締結される労働協約については、加盟大衆が、自己の基準にしたがって、到達した獲得物を擁護し、配慮する権利をもつのであって、彼らの投票が優越すべきだと考え、今回のばあい、提案をはじめに討議することさえ妨げる非加盟者の態度は、彼らの新しい挑発の表われであるとみなし、行動委員会の説明と協定に導入された新しい修正を考慮し、委員会に署名することを委ねる。」

署名がなされ、1月18日から効力を発することになる⁽⁴⁸⁾。

これにたいして組合非加盟者も集会をもち、合意された工場内部規則を拒否して独立労働組合を組織する。こうして、1912年1月10日、自動車労働者独立組合 (Sindacato autonomo degli operai automobilisti) が結成され、数日間で加盟人員3,000人を抱えることになる。この時点でのトリノの自動車労働者6,000人の半ばである。他方 FIOM の組織する人員は、トリノの金属労働者31,000人のうち1,000人をわずかにこえるていどあった。1月17日にはトリノの劇場で FIOM のむすんだ協定に反対する集会が開催され、この集会には2,500人が集まり、無期限のストライキを宣言した。このストライキには5,000人ちかくの労働者が参加し、FIOM の加盟者がスト破りになる。工業家レーガの機関誌は、仕事についたのは6,114人中1,723人で、ストライキ参加者が工場入口でみはっているために、就業する者の数は減少したとしている⁽⁴⁹⁾。

FIAT における労使関係についての考察 (2)

FIOM を交渉相手として位置づけた自動車工場協会は、革命的 サンディカリストの指導するストライキの要求については断固とした拒否の態度をつらぬき、1月30日からはロック・アウトにはいる。FIOM にたいしても、労働者を統制できないことを不信として、すべての合意を撤回する。

途中、トリノ市長の斡旋のうごきもあったが、ストライキ——ロック・アウトは3月15日までつづく。トリノ市長は再度斡旋にはいり、つぎのような基準で工場内部規則を修正するように勧める。

- ① 労働者は FIOM と確定した合意の結果をすべて失なう。
- ② 労働者は 1 週間分の保証金を預託する。
- ③ 週労働時間を60時間とし、工場入構時のゆうよを週60分までみとめる。
- ④ 勤続 2 カ月をこえる者には 1 週間の解雇予告をまもる。ただし会社は30時間分の賃金を払ってただちに解雇する権利をもつ。
- ⑤ いっさいの労働者の組織を承認しない。
- ⑥ 労働者はつぎのような手続をへる前にストライキを宣言することをできない。労働者は、彼らの要求を、そのときどきに選ぶ工場の労働者 3 人から成る委員会をとおして、書面で経営側に提出し、会社側の回答をまたなければならない。会社は 8 日以内に回答しなければならない。これに違反した労働者は保証金を失なう。
- ⑦ 内部委員会の廃止が認められる⁽⁵⁰⁾。

自動車工場協会はトリノ市長の斡旋をうけいれ、3月12日から労働者の再登録をうけつけ、18日工場を再開、数日後から生産がはじまる。3月25日 FIOM もつぎのような決議をおこなって仕事を再開したのである。

「FIOM に加盟し、また加盟していない自動車労働者で、FIOM にしたがってきた者は、3月22日集会をもち、

自己の意志に反して自動車工場協会との紛争にまきこまれたこと、いちじるしく混雜した各要素、FIOM に対して統一したきわめて異種の傾向に勇気づけられ、支持された、新しい、有害な聖職者一王党一サンディカリリストの実験の破滅

FIAT における労使関係についての考察 (2)

的な結果をこうむらねばならなかつたことを考慮し、

自分たちの行動をふるいたたせたのは、労働組合のもっとも厳格な規律のみ、トリノの組織の獲得物……とプロレタリアートの利益をそこなうまいという意図のみであったことを再確認し、

敗北の影響を修復し、失なわれた獲得物を回復するのに必要な行動を可能かつ実践的にする加盟者の固有の権利を放棄しないとの断固たる意志をもって、月曜日に仕事を再開することを決定……⁽⁵¹⁾」する。

労働者にとっては厳しい教訓であった。しかしラ・ヴァッレによると「アニエッリは調停的解決をえらぶことを示していた」⁽⁵²⁾といい、1年後に労働者は失なっていたものを再びえる。非加盟労働者たちの反乱、独立労組の結成、企業家側の FIOM の承認の取消しと無視のなかで、FIOM の側もただちに労働者との関係を修復することに力を投入した。FIOM は要求メモをつくり、1912年の秋から1913年の初めにかけて労働者たちの意志を統一、2月28日、要求書を企業主に提出する。独立組合の側も1912年9月、敗北を償なうために、新しい要求を提出了が、企業主の組織はストライキの権利を期限つきでも放棄することに原則的に反対する組織の提案をうけいれられないと、これを拒否していた。

FIOM が自動車企業に提出した要求メモは、「経済的要求」、「出来高労働」、「紛争について」、「工場内部規則」の4つから成る。

「経済的要求」の第①は、週労働時間を60時間から54時間へ短縮する。代償もふくめて、時間賃金を12%アップする。第②は、すべての工場で労働者を3つのカテゴリーに、つまり

- | | |
|----------|-------------------|
| 第1 カテゴリー | 時間賃金 50チニンテージモ以上 |
| 第2 カテゴリー | 時間賃金 35~50チニンテージモ |
| 第3 カテゴリー | 時間賃金 35チニンテージモまで |

にわける。第③は、協定期間中の賃金が新しい協定が適用される第1週の平均支

FIAT における労使関係についての考察 (2)

払を下まわってはならない、というものである。

第②と第③の要求は、企業家が不況時に、賃金の高い労働者を解雇し、賃金の低い労働者を雇用するのを防ごうというものである。この要求との関連でFIOMはまた6ヶ月ごとに賃金支払名簿を送付することを求めている。

紛争については、現在効力をもっている工場内部規則の制定に労働者はくわわっていないし、また紛争の交渉のための常設の内部委員会が廃止されている。労働者の権利は、問題のたびごとに内部委員会を指名することであり、しかも書面による苦情を提出して8日間待たなければならない。協定の適用をめぐる紛争について、「内部委員会、または労働者の名による署名組織が調停交渉をおこなったあとでなければ」労働を停止してはならないことを問題としている。

工場内部規則については、現行の工場内部規則に替って特別の内部規則が確定さるべきであるとする。

超過労働についての要求はつぎのとおりである。

週労働は実働54時間で、仕事の必要により、日に2時間延長・短縮することができる。さいしょの2時間と休日の午前中の超過労働は25%の割増とする。2時間延長されたあとの時間、休日の午後の時間は、義務でないとし、50%の割増をもって補償される。夜間労働は35%を補償される。月曜日と土曜日の夕方に超過労働をおこなわない。健康のすぐれない労働者、または夜学に通いたいと希望する労働者は、超過労働を免除されねばならない。超過勤務は各交替組ごとに予告されねばならない。すべての労働者は、1年に50時間をこえる超過労働をおこなってはならない。全体としての超過労働の平均は、通常労働の10%をこえてはならない。

いわゆる「ゆうよ」は、新しい工場内部規則において維持されるべきである。工場入構は以下のように規制される。定時に各労働者がポストにつけるように、定時15分前に第1の合図がなされる。定時から20分後に、遅刻した労働者のために出勤簿は10分間再開される。遅刻者は半時間分の賃金を失なう。各労働者は1週間に3回以上遅刻することはできず、罰金を課される。退出は定時の合図で規

FIAT における労使関係についての考察 (2)

制される。超過勤務労働についている労働者は、退出時に洗面等のため5分間をあてる。

労働者はつぎの土曜日に離職することを月曜日の朝に表明できる。経営側は、すべての予告にあたり、つぎの土曜日の解雇を土曜日に予告せねばならない。連続して30ヶ月工場に就業する労働者は2週間の予告をもって解雇がなされねばならない。労働者は、予告ではなく、勤続1年につき賃金4日分の手当、その後の勤続1年につきおなじ1日分の手当を要求する権利をもつ。特別のばあいをのぞいて、いかなる解雇も、手当なしに、また正当な理由なしにおこなうことができない。

新しい工場内部規則では、遅刻または欠勤のばあいの罰金は時間賃金の25%でなければならず、遅刻・欠勤の全期間に適用されねばならない。規律にかんする他のすべてのばあいに罰金は日額賃金の25%をこえてはならない。罰金はFIOMの失業金庫にふりむけられる⁽⁵³⁾。

これらの要求をめぐる交渉は決裂し、FIOM の主導するストライキは1913年3月19日にはじまった。今回は労働者たちの FIOM への結束はつよく、ストライキは93日間つづくことになる。

独立組合はストライキの自由を制限する措置に反対である態度をつらぬき、自動車部門以外の機械工場の労働者に行動を拡大することを要求するが、FIOM は産業間の経済状況が異なることを理由に、闘いを自動車産業外に拡大することは適切でないとした。

4月にトリノ市長が斡旋をこころみたがこれは失敗した。

5月のはじめ、機械・金属工業家協会 (Consorzio meccanico e metallurgico) が設立されたが、これは自動車工場協会の路線の「柔軟性」に危惧をいだき、その譲歩が自分たちの工場に波及するのを恐れる企業家たちの行動である。アニエツリが英國風土曜に譲歩する用意があることはすでに周知のことだった⁽⁵⁴⁾。このため企業家の陣営で、機械・金属工業家が、自動車企業を支援するため紛争を

FIAT における労使関係についての考察 (2)

第11表 1913年の FIOM と自動車工場協会との合意の主要点

① 労働時間	～1913.12.31 週 59 時間 1914. 1. 1 ～ 1914.12.31 週 58 時間 1915. 1. 1 ～ 1915.12.31 週 57 時間
② 工場入構については、定時から 5 分間のゆうよをみとめる。	1 週間に 2 度をこえてこのゆうよを利用することはできない。
③ 時間賃金を 2 チェンテージモ引上げる。	時間短縮により週賃金が低下したときは、適当な補償をおこなう。
④ ストライキ参加者の再入構はできるかぎり速かにおこなわれる。	企業主は、6月21日から7月31日まで、ストライキ参加者以外に、他の従業員を採用しない。およそ10日間で仕事に就くストライキ参加者の数は 5,000人を下まわってはならず、FIOM は 10% のよゆうをもってストライキ参加労働者を再入構させる。
⑤ 協定期間中、平均賃金を低減させない。	
⑥ 超過勤務労働は 1 人・週 8 時間まで。月曜日、土曜日は残業をさせない。ただし緊急の補修はのぞく。	
⑦ 全工場と署名組織を代表する仲裁委員会を設置する。仲裁委員会は 20 名から成り、 $\frac{1}{2}$ を企業家から、 $\frac{1}{2}$ を労働者から選ぶ。議長は双方の合意で外部から選ぶ。この委員会で合意がえられないときはトリノ裁判所の長が選ぶものとする。	
⑧ 本協定の有効期間は 1915 年 12 月 31 日までである。	
⑨ 預託金は本協定の正確な履行を保証するものである。	
⑩ 本協定の解釈上の問題は、FIOM, CGL, 自動車工場の代表者で解決する。	

資料 Metallurgico 1913. 7. 12. p. 2., La Lega Industriale 1913. 6. p. 96 からまとめた。

拡大しようとしたのである。ふたつの協会は、共通の行動をとって 5 月 26 日からロック・アウトにはいることを決定した。

ここでジョリッティ派の介入がおこなわれるのである。トリノのプレフェット、上院議員でもある J. ヴィットレッリは、「ロック・アウトが実行されたとき、企業家たちは、公権力による彼らの工場の保護を当てにすることができない」⁽⁵⁵⁾ と通告した。

この介入は企業主側に手痛い打撃であって、機械・金属工業家協会は 26 日午後

FIAT における労使関係についての考察（2）

急ぎょ会合をひらき、自動車工場協会にロック・アウトを中止するよう勧めること、トリノ工業家レーガをただちに開催するようにとの決議をおこなった。工業家レーガも、26日夕、緊急評議員会を召集、翌27日の総会で、会長のクラポンヌが辞任する。

そして6月21日、93日間のストライキの後、労使双方間に合意が成立する。合意の内容は第11表にまとめられているとおり、

- ① 労働時間を合意の最終時期に週57時間に短縮する。
- ② 工場入構時のゆうよを5分間みとめる。
- ③ 時間賃金を2チエンテージモ引上げる。
- ④ 合意の期間中、平均賃金を低減させない。
- ⑤ 超過勤務労働は週8時間までとし、月曜日、土曜日は残業をさせない。
- ⑥ 仲裁委員会の設置

などの諸点である⁽⁵⁶⁾。

注

- (1) 河野 穂「イタリアの危機と労資関係」pp. 39～69
戸塚・徳永編「現代労働問題」pp. 395～423
- (2) D. La Valle, "Le origini della classe operaia alla FIAT", 1976, Coines, p. 50.
- (3) Ibid. p. 51,
- (4) Ibid., p. 58.
- (5) P. Spriano, "Storia di Torino operaia e socialista", 1958, Einaudi, p. 90.
- (6) Ibid. p. 22.
- (7) Ibid. p. 22.
- (8) Il Metallurgico, 1902.8.1, p. 2.
- (9) Il Metallurgico, 1903.1.1, p. 3.
- (10) Il Metallurgico, 1905.10.1 p. 4.
- (11) P. Spriano, 前掲(5) p. 118.
- (12) P. Spriano, 前掲(5) p. 118.
- (13) 栗田 健「増補 イギリス労働組合史編」、未来社、1978年 p. 186.
- (14) Il Metallurgico, 1905.1.31. p. 4.

FIAT における労使関係についての考察 (2)

- (15) *Il Metallurgico*, 1905. 2. 28. p. 4.
- (16) *Il Metallurgico*, 1905. 12. 1. p. 3.
- (17) *Il Metallurgico*, 1906. 2. 1. p. 3.
- (18) *Il Metallurgico*, 1906. 4. 1. pp. 2~3 および P. Spriano 前掲 (5) p. 124.
- (19) 戸塚徳永編, 前掲 (1), pp. 412~414.
- (20) 労働者運動内の改良派。およびジョリッティ派ブルジョアジーの路線を代表する「スタンバ」が Itala-FIOM の協約等を積極的に評価したのにたいして、労働者運動内の革命的サンディカリスト。およびトリノ工業家レーガはこれを否定的に評価した。diretta da A. Agosti e G. M. Bravo, "Storia del Movimento Operaio del Socialismo e delle Lotte Sociali in Piemonte" Volume terzo, p. 98, De Donato, P. Spriano 前掲 (5). p. 142.
- (21) *Il Metallurgico*, 1907. 3. 1. p. 2.
- (22) *Bollettino della Lega Industriale*, 1907. 7, pp. 17-18.
- (23) D. La Valle, 前掲 (2), p. 58.
- (24) もとより、イタリア資本主義の生成・展開に応じてトリノ工業家レーガ以前にも各地に企業主の組織が結成されている。M. Abrate の "La lotta sindacale nella industrializzazione in Italia 1906-1926" によると、1877年ローマに“毛織物工業家協会”，1894年ミラノに“綿糸工業家協会”が結成されたが、これらの協会は、もっぱら国家にたいし保護主義的政策を要求する組織であった。1898年ミラノに結成された機械・金属工業家協会は当初は労災問題の領域で活動していたが、漸次、賃金・労働時間の紛争にも関与するようになっており、1901年ジェノヴァに組織されたリグリア工業家協会（機械、金属、建設、造船等）も労使関係に関わっている。モンツアの工業家同盟も名高い。いま、考察の対象としているトリノにも1868年に国民工業促進協会の前身が結成され、博覧会等の活動を推進していた。M. Abrate, 同書 Franco Angeli, 1968, pp. 36-37.
- (25) *Bollettino della Lega Industriale*, 1907. 7, p. 4.
- (26) *Bollettino della Lega Industriale*, 1907. 7, p. 5.
- (27) *Bollettino della Lega Industriale*, 1907. 7, pp. 5-9.
- (28) FIAT, "I cinquant'anni della FIAT", 1950, Arnaldo Mondadori, 中の C. Biscaretti di Ruffia, "Origini, Nascita, Primi Sviluppi della FIAT", pp. 35~36.
- (29) 前掲 (27) "I cinquant'anni della FIAT" pp. 117~118.
- (30) 自動車工場協会の規約各条は *Metallurgico*, 1912. 1. 18. p. 1. による
- (31) D. La Valle 前掲 (2), pp. 66~68.

FIAT における労使関係についての考察 (2)

- (32) *Il Metallurgico*, 1908.2.5. p. 5. 1908.3.15. p. 2.
- (33) M. Abrate, 前掲 (23), p. 79.
- (34) 戸塚・徳永 前掲 (1). pp. 400～405.
- (35) *Il Metallurgico*, 1911.2.26. p. 4.
- (36) *Il Metallurgico*, 1911.6.8. p. 3.
- (37) *Il Metallurgico*, 1911.6.8. p. 3.
- (38) *Il Metallurgico*, 1911.7.8. p. 3.
- (39) P. Spriano, 前掲 (5), p. 211.
- (40) *Il Metallurgico*, 1912.1.18. pp. 1～2, なおアニエッリは、1908年、6月違法な提携、投機活動、会社予算の変造などにより各方面からの非難をあびて起訴され、同年8月代表取締役を辞任したが、1909年7月に前職に復帰している。V. Castrenovo, "Agnelli", pp. 33～44, UTET.
- (41) *Il Metallurgico*, 1912.1.18. p. 2
- (42) *Il Metallurgico*, 1912.2.29. p. 2
- (43) *Il Metallurgico*, 1912.1.18. p. 2
- (44) *La Lega Industriale*, 1912.4, p. 51.
- (45) P. Spriano 前掲 (5), pp. 213-214.
- (46) D. La Valle 前掲 (2). p. 72.
- (47) 社会思想社「現在マルクスレーニン主義事典」「サンディカリズム」喜安朗執筆
- (48) *Il Metallurgico*, 1912.1.18. p. 2
- (49) *La Lega Industriale*, 1912.4, p. 51.
- (50) *La Lega Industriale*, 1912.4, pp. 51-52.
- (51) *Il Metallurgico*, 1912.4.12. p. 1.
- (52) D. La Valle 前掲 (2) p. 72.
- (53) *Il Metallurgico*, 1913.2-3. p. 1.
- (54) S. La Valle, 前掲 (2), p. 73.
- (55) *La Lega Industriale*, 1913.6, p. 92.
- (56) *Il Metallurgico*, 1913.7.12. p. 2, *La Lega Industriale*, 1913.6, p. 96.